

北九州市農業委員会
第1回東部部会会議（令和8年度8月部会会議）議事録

1 日 時 令和8年8月7日（金）午前10時00分～午前10時15分

2 場 所 小倉南生涯学習センター3階 視聴覚室

3 出席委員及び欠席委員

・出席委員 29名

農業委員 11名

中 谷 陽 子	柳 野 保 博	中 村 眞 一	川 江 隆 行
澤 水 理 佳	清 水 正 人	各 務 浩	河 内 一 弥
稲 光 進	中 村 治 雄	古 田 俊 策	

農地利用最適化推進委員 18名

近 藤 正 二	溝 口 耕 一	村 田 紘	村 田 堯
吉 田 繁 喜	三 戸 田 保 典	松 根 豊 春	酒 井 一 生
増 田 強	松 井 八 朗	河 内 正 則	小 田 征 二
吉 村 晃 一	平 尾 長 正	木 村 博 美	岡 村 資 巳
矢 野 孔 清	瀬 戸 克 哉		

・欠席委員

農地利用最適化推進委員 2名 大 下 治 三 坂 井 準 二

4 事務局出席者

下 元 事務局長	藤 島 所長	竹 下 次長	吉 田 係長
吉 田 主任	福 田 職員		

5 議 事

（1）農地関係

【報 告】

報告第1号	非農地証明願について	1件
報告第2号	農地法第3条の3の規定による届出について	5件
報告第3号	農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について	4件
報告第4号	農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について	8件
議案第5号	農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について	4件

【議 案】

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	5件
議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請について	1件
議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請について	4件

6 傍聴人 なし

部会長

ただ今より、令和8年度第1回東部部会会議を開会します。本日の出席委員は29名です。過半数の出席がありますので会議を始めます。会議の効率的な運営の観点から、議案書は事前に各委員に送付しております。報告事項につきましては、事務局の読み上げは省略します。

それでは、議案書の8ページをお開きください。議案の審議に先立ちまして、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」、の第4項及び第5項について、新規営農者の面接を行います。初めに地区担当委員の説明、次に新規営農者の説明、それから意見交換の順で進めます。それでは、面接を行います。

(新規営農者 入室)

「営農計画書」は議案書の10ページ、「作付け計画」は次の11ページです。初めに小倉南区長行、長尾地区担当委員として、私、中村から、説明をします。申請者は奥様ですが、申請者と旦那さんですね、農業経験がございまして、また自宅の周囲の皆さんが農家の人ばかりで、アドバイスや手伝いはいつでもしていただけるという、なかなか恵まれた条件になると思います。経験もあるということで特に問題がないと思われますので、私の方からの説明は以上です。

大下委員が今日は欠席しておりますので、私の説明だけで終わらせていただきます。それでは、新規営農者の方、説明をお願いします。

(新規営農者の説明)

部会長

それでは、ご意見やご助言等がありましたらお願いします。
特にご意見等がないようでしたら、面接を終了します。

(新規営農者は退室)

それでは、議案の審議に入ります。議案事項につきましても、報告事項と同様に、事務局による読み上げは省略します。議案書の8ページをお開きください。議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」、審議を行います。

それでは、第1項について、小倉南区志井地区担当の稲光委員、報告をお願いします。

稲光委員

議案第1号第1項について、譲渡人が規模縮小、譲受人が規模拡大し、本家に土地を集めようとするものです。大字志井の申請地において、譲受人が隣地と併せて水稻栽培を行う計画です。

農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。以上、報告いたします。

部会長

次に、第2項および第3項について、小倉南区中吉田地区担当の各務委員、報告をお願いします。

各務委員

議案第1号第2項および第3項について、譲渡人がそれぞれ規模縮小および農業廃止、譲受人が規模拡大するもので、近隣に本人が作っております農地もありますので、中吉田四丁目の申請地において、譲受人の近隣農地と併せて水稻栽培を行う計画です。

農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。以上、報告いたします。

部会長

次に、第4項および第5項について、小倉南区長行、長尾地区担当の私、中村から、報告します。

議案第1号第4項および第5項について、先ほど説明した新規営農者の案件で、大字長行および長尾三丁目の申請地において、新規営農するものです。

農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。以上、報告いたします。

ただ今の説明等に関して、何かご異議、ご質問等はございませんか。

(異議なしの声)

ご異議は無いようですので、議案第1号につきましては、許可と決定いたします。

続きまして、議案書の12ページをお開きください。議案第2号第1項「農地法第4条の規定による許可申請について」、審議を行います。今月担当の第1東部調査委員会、稲光調査長から報告をお願いします。

稲光調査長

議案第2号第1項について、申請地は、上下水道が埋設されている道路の沿道の区域で、おおむね500m以内に2つ以上の教育及び医療施設があることから、第3種農地です。近隣で農地を耕作している農業者が、自己所有地に、農家住宅を建設するものです。地元水利権者の承認を得ており、被害防除計画も十分であるため、特に問題ないと思われます。以上、ご報告いたします。

部会長

ただ今の報告等に関して、何かご異議、ご質問等はございませんか。

(異議なしの声)

ご異議は無いようですので、議案第2号につきましては、許可相当と決定いたします。

続きまして、議案書の14ページをお開きください。議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」、審議を行います。引き続き、稲光調査長から報告をお願いします。

稲光調査長

議案第3号第1項について、申請地は、第1種及び第3種農地の要件に該当しておらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地のため、第2種

農地です。

近くにお住まいの親の土地に娘夫婦が分家住宅を建設するものです。この土地は申請以前に盛土されており、始末書がつけられているものの、その土質の調査が追加が必要であることから、今回は審議せず、対応を確認後、後日改めて審議することとします。

次に、議案第3条第2項について、申請地は、第1種及び第3種農地の要件に該当しておらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地のため、第2種農地です。土木や建築業などを行う事業者が、隣接する資材置き場を拡張するため農地を転用するものです。

地元水利権者の承認や、隣地の承諾を得ており、被害防除計画も十分であるため、特に問題ないと思われます。

次に、議案第3号第3項について、申請地は、第1種及び第3種農地の要件に該当しておらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地のため、第2種農地です。発電事業者として登録のある事業者が、電気事業法の発電事業のための電気工作物である蓄電池システムを設置するため、農地を転用するものです。

地元水利権者の承認や、隣地の承諾を得ており、被害防除計画も十分であるため、特に問題ないと思われます。

次に第4項について、申請地は、上下水道が埋設されている道路の沿道の区域で、おおむね500m以内に2つ以上の教育及び医療施設があることから、第3種農地です。開発審査会審査基準第3号の従前の宅地における建築物に該当し、一般住宅を建設するものです。

地元水利権者の承認を得ており、被害防除計画も十分であるため特に問題ないと思われます。以上、ご報告いたします。

部会長

ただ今の報告等に関して、何かご異議、ご質問等はございませんか。

(異議なしの声)

ご異議は無いようですので、議案第3号第1項は、追加で確認する事項があることから、今回の審議は見送り、第2項から第4項は許可相当と決定いたします。

以上をもちまして本日の議案審議は終わりました。本日の署名委員は、1番中谷委員と2番棚野委員です。よろしくお願いします。

それでは、これで、令和8年度第1回東部部会会議を閉会します。事務局からの連絡事項がありますか。

(事務局から2件連絡事項)

それでは、会議を終了します。お疲れ様でした。